

和水町立小中学校外国語指導助手派遣業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

和水町教育委員会 学校教育課 学校教育係

1 趣旨

本事業に係る企画提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業目的

本事業は、小中学校にネイティブ講師を派遣することにより、児童生徒が英語による実践的なコミュニケーションに親しむ機会を充実させ、コミュニケーション能力の向上及び国際理解の促進を図るとともに、英語学習への意欲を高めることを目的とする。

また、町内保育園等で実施している幼児英語教育と小学3年生から始まる「外国語活動」、さらに中学校英語教育へと円滑につながる学びの連続性を確保し、幼児期から中学校までを見通した外国語教育の推進を図る。

3 事業概要

- (1) 名称 和水町立小中学校外国語指導助手派遣業務
- (2) 発注者 和水町
- (3) 履行期間 契約締結日から令和11年3月31日
- (4) 履行場所 和水町立小中学校 4校
- (5) 業務内容 「和水町立小中学校外国語指導助手派遣業務仕様書」のとおり
※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後の打合せで変更する可能性がある。
- (6) 契約上限額 22,002,000円【3年分】(消費税及び地方消費税を含む)
※別添の「和水町立小中学校外国語指導助手派遣業務仕様書」に記載する業務内容に準じ、積算を行い、消費税増税後も契約上限金額は変わらないものとする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、参加表明書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 和水町又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競

争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。

- (5) 公募期間の日から契約締結までのいずれかの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (8) 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (9) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

5 選考スケジュール

実施内容	期日等
プロポーザル実施の公表	令和8年 3月18日（水）から
参加表明書等の提出期限	令和8年 3月31日（火）まで
企画提案書の提出要請	令和8年 4月 2日（木）から
質問書の受付期限	令和8年 4月 9日（木）まで
企画提案書の提出期限	令和8年 4月16日（木）まで
プレゼンテーション	令和8年 4月下旬
審査結果の公表	審査後、速やかに実施
業務請負に係る協議、契約締結	

6 事務局

和水町教育委員会 学校教育課 学校教育係

〒861-0913 熊本県玉名郡和水町板楠76番地（三加和公民館内）

T E L 0968-34-3047 F A X 0968-34-2033

E-mail: gakkou@town.nagomi.lg.jp

7 公募期間及び参加申し込み方法

(1) 公募期間

令和8年3月18日(水)から令和8年3月31日(火)午後5時まで

(2) 提出書類

このプロポーザルに参加を希望の場合は、次に定める書類を提出すること。

① 参加表明書(様式1)

② 会社概要(様式自由、ただしA4判とする。)

※会社名、所在地、業務概要、会社設立年月日、連絡先の記載があるもの

③ 登記簿謄本(写し可)

④ 税金の滞納が無い証明書又は納税証明書(写し可)

⑤ 個人情報の取扱いに係る社内規定の写し

(3) 提出期限

令和8年3月31日(火)午後5時 必着

(4) 提出方法

郵送(簡易書留)又は持参すること。

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。

(5) 提出先

和水町教育委員会 学校教育課 学校教育係 ※6を参照

(6) 参加資格要件の審査結果の通知

提出された書類に基づいて審査を行い、参加資格要件を満たすものに対して企画提案書の提出を要請する。

8 参加表明書等の様式の入手方法

参加表明書等の様式については、以下の方法により入手すること。

なお、郵送による配付は行わない。

(1) 学校教育課窓口による配付

(2) 和水町ホームページからダウンロード

<掲載場所>

和水町ホームページ→教育・スポーツ・文化→教育委員会からのお知らせ

9 質問書について

仕様等に係る疑義がある場合は、以下の方法により質問書を提出すること。

(1) 提出書類

質問書(様式2)

(2) 受付期間

令和8年4月2日(木)から令和8年4月9日(木)午後5時まで

(3) 提出方法

FAX又は電子メールによること。送信後は到達の確認を必ず行うこと。

(4) 提出先

和水町教育委員会 学校教育課 学校教育係 ※6を参照

(5) 質問への回答

各参加資格事業者へFAX又は電子メールにて、質問内容とともに回答する。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容等に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

10 企画提案書について

(1) 企画提案書の内容

企画提案書の内容、構成については、仕様書にある事業目的及び業務内容を理解したうえで提案すること。

(2) 提出書類

- ① 表題(様式3)
- ② 企画提案書(様式自由)
- ③ 参考見積書(様式自由)

※年度ごとの金額を明記すること。

- ④ 類似業務の実績(様式自由)

(3) 提出部数

正本1部、副本7部

(4) 提出期限

令和8年4月16日(木)午後5時 必着

(5) 提出方法

郵送(簡易書留)又は持参すること。

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。

(6) 提出先

和水町教育委員会 学校教育課 学校教育係 ※6を参照

(7) 作成上の注意

- ① 提案書は、A4判縦、左綴り、片面、横書きとする。
- ② 提案書は、左綴りで1冊にまとめること。
- ③ 書類等の作成に用いる言語、通貨、及び単位は、日本語、日本円、日本の標

準時及び計量（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

1.1 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

令和8年4月下旬を予定

※詳細については、後日連絡。

(2) 場所

和水町三加和公民館

(3) プレゼンテーションの方法

- ① プレゼンテーションへの参加人数は3人までとする。
- ② プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って行うものとする。
- ③ プレゼンテーションの時間は、各事業者20分以内（準備時間除く）、その後、質疑応答10分程度を基本とするが、参加者数に応じて変更する場合があります。
- ④ プレゼンテーションにあたり必要な機材等は、各事業者が用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクターについては町から貸し出しが可能であり、使用する場合は事前に申し出ること。

(4) 参加の辞退

参加表明書提出後、都合により辞退する際は、プロポーザル参加辞退届（様式4）を令和8年4月9日（木）必着とし、郵送（簡易書留）又は持参により提出すること。

1.2 審査及び結果の通知

(1) 審査

審査は、本町職員等で構成する「和水町立小中学校外国語指導助手派遣業務事業者選定委員会」にて、合計点の最高点を獲得した事業者を本業務の受託予定者とする。なお、受託予定者に契約を締結することができない何らかの事由が生じた場合は、次順位及びそれ以降の順位者を繰り上げ、新たな受託予定者とする。

(2) 審査項目

事業者の選定に係る評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

評価項目		評価の視点	配点
1	会社概要	企業理念、業務内容、組織体制、外国語指導助手（以下、「ALT」という。）の登録人数等が本町の求める事業目的の達成に適しているか。	5
2	業務実績・方針	ALT 派遣業務において十分な実績があるか。また、ALT に必要な資質や能力についての考え方。	10
3	ALT の採用体制	ALT の採用方法、採用基準	5
4	ALT の研修体制	ALT への研修計画（スケジュールや内容等）や教育体制	10
5	支援体制	ALT の業務管理・連絡調整・サービス管理等のサポート体制	10
		教育委員会・学校との連携体制	10
6	管理体制	ALT の勤務評価、監督	10
		教育委員会等からの要望や苦情等への対応	10
7	危機管理体制	ALT が病気等によって勤務できない場合の代替措置、緊急災害時の対応	10
8	独自提案	業務の充実に向けた独自の提案 (契約上限額の範囲内で実現可能な内容であること)	10
9	提案見積額	下記のとおり審査する	10

合 計	100
-----	-----

(3) 審査方法

①提案見積額以外の評価項目

評価は、評価項目ごとの評価基準を参考とし、評価項目ごとの5段階評価とする。
 その際、「C 普通である」を基準とし、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断する。

評 価		得点
A	当該評価項目において優れている	配点×1.0
B	当該評価項目においてやや優れている	配点×0.8
C	当該評価項目において普通である	配点×0.6
D	当該評価項目においてやや劣っている	配点×0.4
E	当該評価項目において劣っている	配点×0.2

②提案見積額

提案見積額の得点＝応募者全体の提案見積額のうち最も低い見積額÷当該提案見積額×10点
 (小数点以下第2位を四捨五入)

(4) 審査結果の公表・通知

審査結果については、和水町ホームページにて公表し、併せてプロポーザルに参加した事業者全てに文書にて通知する。

なお、審査内容詳細説明や審査結果の異議申し立ては一切認めない。

1.3 契約締結

1.2において受託予定者に決定した事業者は、本町と企画提案書をもとに契約締結のための仕様書確認等の協議を行ったうえで契約書を作成し、契約の締結を行う。また、契約締結にあたっては、和水町財務規則等に基づくものとする。

1.4 失格条件

参加者及び受託予定者が、次の条項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案の内容に虚偽がある場合
- (2) 4の参加資格要件を満たさなくなった場合

- (3) 他の参加者に対して不正な行為をしたと認められる場合
- (4) 定められた以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (5) 審査の結果が本町の求める基準に達していない場合
- (6) その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

15 その他

- (1) 企画提案等に要する経費は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更及び追加は認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 電子メール等の通信事故については、和水町はいかなる責任も負わない。